

木造住宅・木造建築物等の整備促進に関する 調査・普及・技術基盤強化を行う事業者の募集についての公示

平成22年12月7日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

この度、木造住宅・木造建築物等の整備促進に関する調査・普及・技術基盤強化を行う事業者の募集を開始しますのでお知らせします。

本事業は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する住宅・建築物の整備促進に係る技術基盤強化・普及の取組を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木造住宅・木造建築物等の整備促進を図るものです。

1 補助対象とする事業

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、応募事業者以外への波及効果が見込める取組。なお、補助事業によって得られた成果については広く一般に公表することとする。

(1) 木造住宅・木造建築物等の整備促進に関する調査

木造住宅・木造建築物等の整備促進のための技術的な観点での調査を行う事業。

例) 大規模建築物における木材使用可能性調査等

(2) 木造住宅・木造建築物等の整備促進に関する普及

木造住宅・木造建築物等の整備促進のための実務者等向けの普及を行う事業。

例) 木造住宅・木造建築物を普及する全国規模の実務者向けシンポジウムの開催等

(3) 木造住宅・木造建築物等の整備促進に関する技術基盤強化

木造住宅・木造建築物等の整備促進のための技術開発、供給体制整備を行う事業。

例) 木造住宅・木造建築物等の整備に係る部材・構法開発等

中小住宅生産者による木造長期優良住宅の供給体制の効率化等

2 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成23年1月中旬から平成23年3月31日

3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす者であることを要件とする。

(1) 補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。

(2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、

人員を有していること。

- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

4 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年12月7日(火)10:00から平成22年12月22日(水)18:00まで

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

5 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成22年12月24日(金)18:00まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

(3) 方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇
電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話又はFAX)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

6 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 補助事業によって得られた成果は広く一般に公表することとする。
- (8) 詳細は公募要領等による。